

3. 地域の見守り支えあい活動 助成金

1. 主旨・財源

身近な地域でのふれあい・交流機会を通じて、住民相互の見守りあいや緩やかなつながりづくりを推進し、社会的に孤立する状態に陥ることを防ぐために実施する事業について助成します。財源は、区民の皆さまから旭区社会福祉協議会にご寄付いただいた「善意銀行」です。

2. 対象となる活動 ※個人・団体ともに対象とします。

(1) 高齢者や障害者、ひきこもりや不登校の方等のふれあい・交流活動（居場所づくり、体操、サロン等を通じた社会的孤立の予防を目的とした活動）

（活動例）

- ・参加者が歩いて行ける、自宅開放による小規模な高齢者サロン活動
- ・自治会主催の自治会未加入者も対象とした花壇づくり活動
- ・不登校児と保護者のサークル、居場所づくり活動

※自治会や老人会等の加入者のみを対象とした活動は対象外です。

(2) 高齢者や障害者世帯等への戸別訪問や電話等で近況を伺う見守り活動

3. 助成要件

（上記2. 対象となる活動（1）（2）共通）

①活動を通じて把握した生活上の困りごと※等について、担当エリアの地域ケアプラザ（区域の活動の場合は旭区社協）と共有する機会を年1回以上設けること

※活動を通じて把握した生活上の困りごと（例）

参加者に物忘れが出てきた、いつも参加している方の欠席が続いている、
家族が亡くなり気落ちしている人がいる 等

（上記2. 対象となる活動のうち（1）ふれあい・交流活動のみ）

①2か月に1回以上開催すること（戸別訪問等の見守り活動は除く）

②地域に開かれ、参加者を募集している活動。参加者数は問いませんが、参加者が1家族のみの活動は対象外です。

4. 受付期間

令和9年1月29日（金）まで随時受付

5. 申込方法

まずは、助成金担当職員へご相談ください。ご相談後、申請書と必要書類を上記期間内にご提出ください。手続きの流れは P2「旭区社協独自助成金 申込手続きの流れ」のとおり。

6. 助成上限額

20,000円（令和7年度本助成金交付団体は令和8年度に限り30,000円）

※千円単位で申請してください。助成金の用途は問いません。

7. 提出書類

- (1) 申請書
- (2) 活動内容が分かる資料（企画案、周知チラシ等）

8. 審査方法

本会会長決裁とします。

9. その他

- (1) 助成決定前に支払い済の経費は、対象外とします。
- (2) あさひふれあい助成金や行政（国・県・市・区）からの補助・助成及び公的サービス事業と重複はできません。
※自治会・老人会からの財源（助成金等）が収入に含まれる場合、行政からの補助金を充当している場合は、対象外となります。
- (3) 申請は、主催者のみに限ります。
- (4) 報告時には、助成額分の領収書写しの提出をお願いいたします。
- (5) 申請内容については、活動エリアの地域ケアプラザと共有します。

**★助成金について、旭区社会福祉協議会にお気軽にご相談ください。
皆さんと話しながら一緒に考え、申請のお手伝いをさせていただきます！**

申請・問合せ先

社会福祉法人横浜市旭区社会福祉協議会

〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰 1-6-35 電話：045-392-1123 / FAX：045-392-0222

Mail：asahi-ks@ceres.ocn.ne.jp